

# 北海道地方最低賃金審議会

## 特定最低賃金専門部会（乳糖）

（第1回 令和5年9月12日）

資料	1	特定最低賃金専門部会委員名簿（乳糖）	・・・	1
資料	2	特定最低賃金専門部会運営規程（乳糖）	・・・	3
資料	3	特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要（乳糖）	・・・	5
資料	4	令和5年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	・・・	9
資料	5	北海道最低賃金額の推移	・・・	11
資料	6	北海道の特定最低賃金の推移	・・・	13
資料	7	令和5年度における最低賃金基礎調査の概要（特定最低賃金）	・・・	15
資料	8	令和4年度特定最低賃金の改正決定に係る審議結果	・・・	23
資料	9	令和4年度全国の特定最低賃金額決定状況	・・・	25

北海道地方最低賃金審議会(第50期) 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、  
糖類製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和5年9月5日任命

区分	氏名	現職
公益代表委員	岩波和枝	特定社会保険労務士
	亀野淳	北海道大学高等教育推進機構 教授
	蛭川隆介	北海道新聞社 論説主幹
労働者代表委員	石田祐士	雪印メグミルク労働組合北海道副支部長 道央地区協議会副議長
	小澤弘貴	雪印メグミルク労働組合 北海道支部長
	中本俊光	北海道糖業労働組合 中央執行委員長
使用者代表委員	田中克幸	日本甜菜製糖㈱ 人事部次長
	中畑雅幸	北海道商工会連合会 事務局長
	廣瀬宣晴	雪印メグミルク㈱ 北海道統括支店 業務課長

注1) 公・労・使委員は、五十音順



## 北海道地方最低賃金審議会

## 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金専門部会 運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会北海道乳製品、糖類製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
  - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通知しなければならない。
  - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金改正決定申出書の審査結果について

### 1 申出者

日本食品関連産業労働組合総連合会  
 北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策会議  
 代表 中本 俊光  
 副代表 小澤 弘貴  
 事務局 杉村 友紀

### 2 申出書提出（受理）年月日

令和5年7月10日（令和5年7月10日）

### 3 申出書内容

(1) 申出ケース：公正競争ケース

(2) 申出基幹的労働者数

	組合数	労働者数	摘要
労働協約			
機関決定	22	1,971	
個々の労働者の合意	5	48	
合計	27	2,019	

### 4 平成28年経済センサスに基づく事業所数及び労働者数

日本標準産業分類		事業所数	労働者数
E0913	処理牛乳・乳飲料、乳製品	88	4,294
E0914	製造業		
E095	糖類製造業	22	994
合計		100	5,288

### 5 平成28年経済センサスの労働者数と申出基幹的労働者との割合

$$\frac{\text{申出基幹的労働者数 (2,019)}}{\text{平成28年経済センサスに基づく労働者数 (5,288)}} = (38.18\%)$$

### 6 申出書の添付書類

- (1) 合意書及び委任状
- (2) 北海道における処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業の事業場数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲
- (3) 機関決定の写
- (4) 最低賃金改定の必要性のための疎明資料

#### 7 申出要件の該否

本件は、当該特定最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出であって、申出者はそれらの代表者であることが確認できること、また、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金を改正することが必要であるとの理由書も添付されており、当該申出は要件に該当する。

※注：平成28年経済センサスに基づく事業所数及び労働者数は、「平成28年経済センサスー活動調査」を基礎としてその後の統計調査等により把握された事業所の廃止・労働者数の増減を反映した「都道府県、産業分類、常用雇用者規模別事業所数及び労働者数表（事業所母集団DB（令和2年次フレーム）による集計）」を基礎資料としている。

2023年7月10日

北海道労働局長殿

札幌市豊平区月寒東1条15丁目  
日本食品関連産業労働組  
北海道乳製品、糖類製造  
対策会議 代表  
副代表  
事務局

## 申 出 書

最低賃金法15条の規定により、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
北海道において処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業を営む使用者に使用される労働者  
約5,288人(100事業所)
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
「北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金」
3. 申出の内容  
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法15条第2項に  
基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
北海道内の処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業における企業間、地域間、組織労働者と未  
組織労働者間で賃金格差が生じており、北海道内における処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造  
業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を  
得て申出することとする。
5. 添付書類  
(1) 協議組織における合意の内容を表す書面の写  
(2) 機関決定の写  
(3) 個々の労働者又は従業員組織における合意書  
(4) 申出代表者に対する委任状  
(5) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数および該当地域内の同種の  
労働者の概数  
(6) 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金改定の必要性のための疎明資料

以上







令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月19日(火)		10月4日(水)		10月10日(火)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月11日(水)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月12日(木)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月16日(月)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月17日(火)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月18日(水)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月19日(木)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月19日(木)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月19日(木)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月20日(金)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月23日(月)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月24日(火)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		10月25日(水)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		10月26日(木)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		10月26日(木)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		10月26日(木)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		10月27日(金)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		10月30日(月)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		10月31日(火)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月1日(水)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月6日(月)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月7日(火)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月8日(水)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月10日(金)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月13日(月)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月14日(火)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月15日(水)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月17日(金)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月20日(月)		11月30日(木)		12月30日(土)



## 北海道の地域別最低賃金額の推移(H5年～R5年)

年度	日 額			時 間 額			発効年月日
	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
H5	4,467	136	3.14	559	17	3.14	H.5.10.1
6	4,575	108	2.42	572	13	2.33	6.10.1
7	4,681	106	2.32	586	14	2.45	7.10.1
8	4,780	99	2.11	598	12	2.05	8.10.1
9	4,886	106	2.22	611	13	2.17	9.10.1
10	4,975	89	1.82	622	11	1.80	10.10.1
11	5,020	45	0.90	628	6	0.96	11.10.1
12	5,060	40	0.80	633	5	0.80	12.10.1
13	5,095	35	0.69	637	4	0.63	13.10.1
14				637	-	-	14.10.1
15				637	-	-	14.10.1
16				638	1	0.16	16.10.1
17				641	3	0.47	17.10.1
18				644	3	0.47	18.10.1
19				654	10	1.55	19.10.19
20				667	13	1.99	20.10.19
21				678	11	1.65	21.10.10
22				691	13	1.92	22.10.15
23				705	14	2.03	23.10.6
24				719	14	1.99	24.10.18
25				734	15	2.09	25.10.18
26				748	14	1.91	26.10.8
27				764	16	2.14	27.10.8
28				786	22	2.88	28.10.1
29				810	24	3.05	29.10.1
30				835	25	3.09	30.10.1
R1				861	26	3.11	R.1.10.3
2				861	-	-	R.1.10.3
3				889	28	3.25	R.3.10.1
4				920	31	3.49	R.4.10.2
5				960	40	4.35	R.5.10.1

注1：平成14年度から時間額単独方式に移行。



## 北海道の特定最低賃金額の推移

件名	年度	日額			時間額			発効年月日	
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)		
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	H5	4,973	196	4.10	622	24	4.01	H5.12.1	
	6	5,105	132	2.65	639	17	2.73	H6.12.1	
	7	5,225	120	2.35	654	15	2.35	H7.12.1	
	8	5,338	113	2.16	668	14	2.14	H8.12.1	
	9	5,457	119	2.23	683	15	2.25	H9.12.1	
	10	5,560	103	1.89	695	12	1.76	H10.12.1	
	11	5,613	53	0.95	702	7	1.01	H11.12.1	
	12	5,654	41	0.73	707	5	0.71	H12.12.1	
	13	5,691	37	0.65	712	5	0.71	H13.12.1	
	14				712	-	-	-	
	15				713	1	0.14	H15.12.1	
	16				714	1	0.14	H16.12.1	
	17				718	4	0.56	H17.12.1	
	18				721	3	0.42	H18.12.1	
	19				732	11	1.53	H19.12.1	
	20				745	13	1.78	H20.12.1	
	21				754	9	1.21	H21.12.13	
	22				763	9	1.20	H22.12.8	
	23				772	9	1.18	H23.12.7	
	24				781	9	1.17	H24.12.5	
	25				791	10	1.28	H25.12.6	
	26				802	11	1.39	H26.12.1	
	27				813	11	1.37	H27.12.6	
	28				830	17	2.09	H28.12.4	
	29				850	20	2.41	H29.12.1	
	30				871	21	2.47	H30.12.1	
	R1				892	21	2.41	R1.12.6	
	2				893	1	0.11	R2.12.6	
	3				922	29	3.25	R3.12.4	
	4				954	32	3.47	R4.12.1	
	鉄鋼業	H5	5,280	184	3.61	660	23	3.61	H5.12.1
		6	5,408	128	2.42	676	16	2.42	H6.12.1
7		5,533	125	2.31	692	16	2.37	H7.12.1	
8		5,650	117	2.11	707	15	2.17	H8.12.1	
9		5,775	125	2.21	722	15	2.12	H9.12.1	
10		5,880	105	1.82	735	13	1.80	H10.12.1	
11		5,930	50	0.85	742	7	0.95	H11.12.1	
12		5,977	47	0.79	748	6	0.81	H12.12.1	
13		6,017	40	0.67	753	5	0.67	H13.12.1	
14					753	-	-	-	
15					754	1	0.13	H15.12.1	
16					756	2	0.27	H16.12.1	
17					762	6	0.79	H17.12.1	
18					766	4	0.52	H18.12.1	
19					778	12	1.57	H19.12.1	
20					794	16	2.10	H20.12.1	
21					805	11	1.39	H21.12.1	
22					814	9	1.12	H22.12.1	
23					823	9	1.11	H23.12.2	
24					832	9	1.09	H24.12.1	
25					842	10	1.20	H25.12.1	
26					858	16	1.90	H26.12.1	
27					876	18	2.09	H27.12.1	
28					900	24	2.74	H28.12.1	
29					927	27	3.00	H29.12.1	
30					948	21	2.27	H30.12.1	
R1					967	19	2.00	R1.12.1	
2					967	-	-	-	
3					979	12	1.24	R3.12.1	
4					1,000	21	2.15	R4.12.1	

北海道の特定最低賃金額の推移

件名	年度	日額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	H5	4,991	152	3.14	624	19	3.14	H5.12.1
	6	5,112	121	2.42	639	15	2.40	H6.12.1
	7	5,222	110	2.15	653	14	2.19	H7.12.24
	8	5,330	108	2.07	667	14	2.14	H8.12.1
	9	5,440	110	2.06	680	13	1.95	H9.12.1
	10	5,529	89	1.64	692	12	1.76	H10.12.1
	11	5,579	50	0.90	698	6	0.87	H11.12.1
	12	5,624	45	0.81	703	5	0.72	H12.12.1
	13	5,659	35	0.62	708	5	0.71	H13.12.1
	14				708	-	-	-
	15				709	1	0.14	H15.12.1
	16				710	1	0.14	H16.12.1
	17				714	4	0.56	H17.12.1
	18				718	4	0.56	H18.12.1
	19				729	11	1.53	H19.12.1
	20				743	14	1.92	H20.12.1
	21				750	7	0.94	H21.12.1
	22				758	8	1.07	H22.12.9
	23				767	9	1.19	H23.12.7
	24				776	9	1.17	H24.12.2
	25				784	8	1.03	H25.12.11
	26				794	10	1.28	H26.12.1
	27				804	10	1.26	H27.12.1
	28				821	17	2.11	H28.12.1
29				842	21	2.56	H29.12.1	
30				868	26	3.09	H30.12.1	
R1				894	26	3.00	R1.12.1	
2				895	1	0.11	R2.12.1	
3				924	29	3.24	R3.12.2	
4				955	31	3.35	R4.12.1	
鋼船製造・修理業、 船体ブロック製造 業、 舟艇製造・修理業	H5	5,057	165	3.37	633	21	3.43	H5.12.1
	6	5,180	123	2.43	648	15	2.37	H6.12.1
	7	5,289	109	2.10	662	14	2.16	H7.12.1
	8	5,399	110	2.08	675	13	1.96	H8.12.1
	9	5,509	110	2.04	689	14	2.07	H9.12.1
	10	5,598	89	1.62	700	11	1.60	H10.12.1
	11	5,644	46	0.82	706	6	0.86	H11.12.1
	12	5,684	40	0.71	711	5	0.71	H12.12.1
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	13	5,720	-	-	715	4	0.56	H13.12.1
	14				715	-	-	-
	15				715	-	-	-
	16				716	1	0.14	H16.12.1
	17				719	3	0.42	H17.12.1
	18				723	4	0.56	H18.12.1
	19				734	11	1.52	H19.12.1
	20				747	13	1.77	H20.12.1
	21				753	6	0.80	H21.12.1
	22				760	7	0.93	H22.12.1
	23				768	8	1.05	H23.12.1
	24				777	9	1.17	H24.12.1
	25				787	10	1.29	H25.12.1
	26				799	12	1.52	H26.12.4
	27				810	11	1.38	H27.12.5
	28				825	15	1.85	H28.12.4
29				845	20	2.42	H29.12.1	
30				866	21	2.49	H30.12.1	
R1				887	21	2.42	R1.12.1	
2				889	2	0.23	R2.12.2	
3				917	28	3.15	R3.12.10	
4				948	31	3.38	R4.12.2	

## 令和5年度における最低賃金基礎調査の概要（特定最低賃金）

## 1 調査の概要

この調査は、北海道地方最低賃金審議会において最低賃金の改定等の審議に資するため、北海道における賃金実態を的確に把握することを目的として、北海道労働局及び厚生労働省労働基準局賃金課が通信（郵送・オンライン）の方法により実施した。

## 2 調査対象産業

調査対象産業	調査対象事業所	調査対象労働者
処理牛乳・乳飲料製造業 乳製品製造業 糖類製造業	E 0 9 1 3 E 0 9 1 4 E 0 9 5	処理牛乳・乳飲料、乳製品、 糖類製造業
製鉄業 製鋼・製鋼圧延業 製鋼を行わない鋼材製造業 表面処理鋼材製造業	E 2 2 1 E 2 2 2 E 2 2 3 E 2 2 4	鉄鋼業
電子部品・デバイス・電子回路製造業 民生用電気機械器具製造業 電池製造業 電子応用計測器製造業 電気計測器製造業 その他の電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	E 2 8 E 2 9 3 E 2 9 5 E 2 9 6 E 2 9 7 [E2973除く] E 2 9 9 E 3 0	電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具情報通信機 械器具製造業
船舶製造・修理業（木造船・木製漁船除く） 船体ブロック製造業	E 3 1 3 1 E 3 1 3 2	船舶製造・修理業 船体ブロック製造業

## 3 調査事業所規模分類及び対象労働者数

常用労働者1人～9人（規模1）・・・調査対象は全労働者。

常用労働者10～29人（規模2）・・・調査対象は全労働者。

常用労働者30人～99人（規模3）・・・調査対象は全労働者の1/2抽出。

常用労働者100人以上（規模4）・・・調査対象は全労働者の1/5抽出。



#### 4 調査対象事業所数及び労働者

処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	98事業所	4,830人
鉄鋼業	22事業所	2,785人
電子部品等、電気機器、情報通信機器製造業	88事業所	7,123人
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	45事業所	946人
合計	253事業所	15,684人

#### 5 調査回答事業所数及び労働者

処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	60事業所	3,323人
鉄鋼業	18事業所	1,822人
電子部品等、電気機器、情報通信機器製造業	59事業所	5,677人
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	28事業所	692人
合計	165事業所	11,514人

#### 6 調査事項

- (1) 事業所に関しては、名称、所在地、主要な生産品の名称又は事業の内容、労働者数を調査した。
- (2) 労働者に関しては、性、年齢、勤続年数、就業形態、職種又は仕事の内容、賃金形態、基本給、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、その他の手当、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数を調査した。

#### 7 調査期日

年齢等一定の時期における事項は、令和5年6月1日現在とした。また、賃金、労働日数等一定の期間における事項は、令和5年6月分を調査した。

#### 8 調査結果

##### (1) 表象区分等

- イ 総括表(1): 産業、規模、地域、及び年齢別累積労働者賃金分布表
- ロ 総括表(2): 産業、性別及び年齢別累積労働者賃金分布表

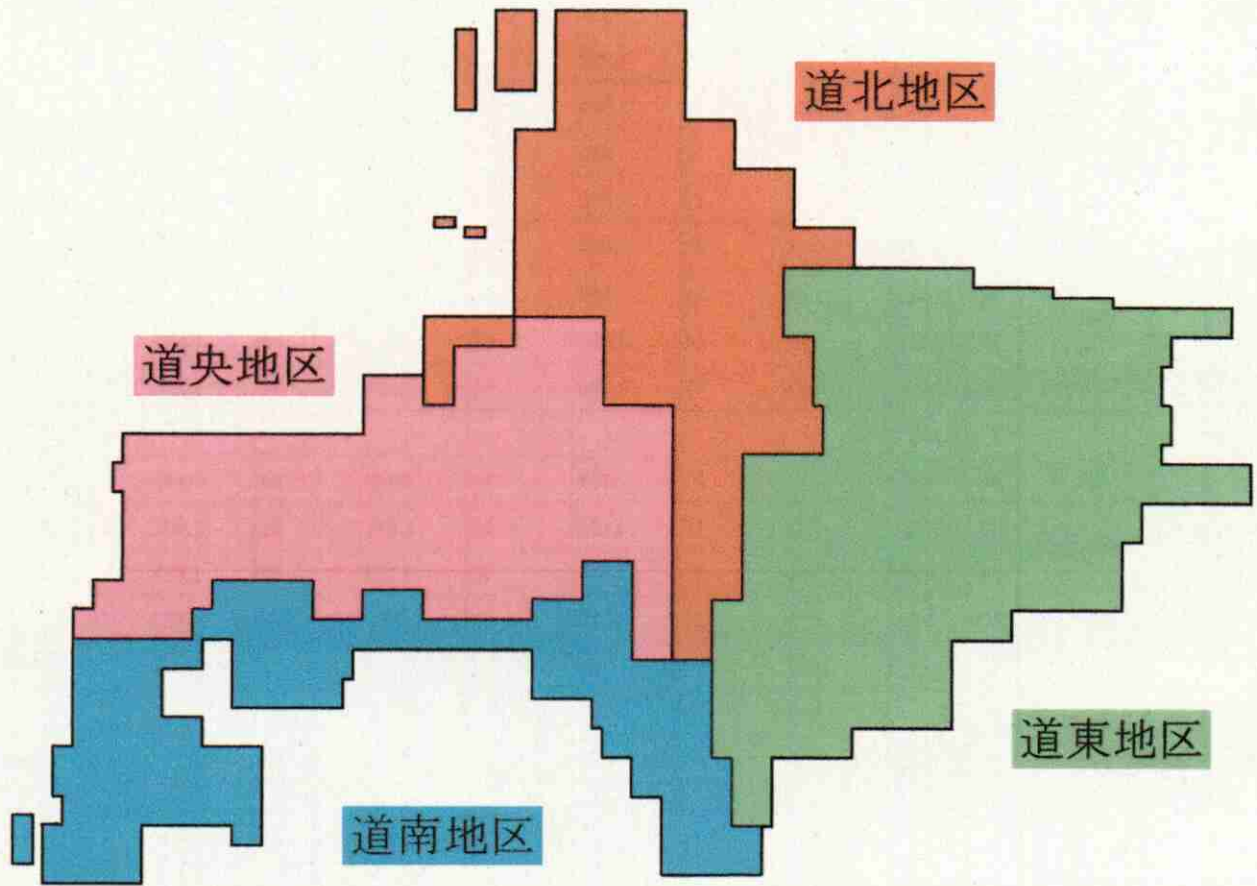
##### (2) 時間当たり所定内賃金額

所定内賃金額から、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3手当(最低賃金の算定に算入しない)を除いた額を所定労働時間1時間当たりに換算した。

##### (3) 地域区分

道央、道南、道北及び道東の4地区に区分した。

# 地域の区分



令和5年度最低賃金基礎調査概要(処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業)

時間額:954円

		第1・二十分位数		第1・十分位数		第1・四分位数		中位数	
		金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
合計		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
		980	30	1,022	24	1,172	80	1,515	128
規模別	1～9人	981	72	1,005	80	1,050	90	1,193	143
	10～29人	968	70	980	63	1,048	96	1,309	68
	30人以上	981	11	1,028	26	1,187	74	1,549	137
地域別	道央地区	1,000	50	1,025	25	1,163	133	1,335	171
	道南地区	954	19	954	-3	1,004	32	1,176	-28
	道北地区	976	46	1,000	57	1,135	38	1,637	216
	道東地区	1,030	40	1,090	50	1,224	24	1,614	60
年齢別	17歳以下								
	18～19歳	978	21	978	21	1,028	53	1,109	102
	20～54歳	985	15	1,035	25	1,215	91	1,572	166
	55～59歳	1,000	70	1,004	32	1,107	57	1,473	-210
	60～64歳	965	37	1,000	60	1,078	73	1,227	42
	65歳以上	1,000		1,000		1,040		1,100	
性別	計	1,034	24	1,111	48	1,304	57	1,666	107
	17歳以下								
	18～19歳	1,028	201	1,028	71	1,100	125	1,124	126
	20～54歳	1,037	17	1,127	60	1,335	78	1,680	133
	55～59歳	1,114	74	1,244	155	1,608	-75	2,237	-72
	60～64歳	994	31	1,022	35	1,142	50	1,490	159
	65歳以上	1,040		1,040		1,040		1,100	
女性	計	954	29	970	40	1,013	41	1,136	86
	17歳以下								
	18～19歳	978	13	978	13	978	-16	978	-29
	20～54歳	954	29	965	35	1,026	54	1,193	133
	55～59歳	955	25	990	60	1,004	32	1,100	84
	60～64歳	955	30	970	42	1,025	75	1,080	30
	65歳以上	1,000		1,000		1,050		1,100	

[解説]

第1・20分位数：全体の20分の1の順位（5％）に当るものが、第1・20分位数。

第1・10分位数：全体の10分の1の順位（10％）に当るものが、第1・10分位数。

第1・4分位数：全体の4分の1の順位（25％）に当るものが、第1・4分位数。

中位数：全体の2分の1の順位（中央）に当るものが、中位数。

未満率：最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者割合。

影響率：最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回ることとなる労働者割合。

954円

就農形態：全て(一般+パート)

産別適用除外除く

期間当り所産内資金額 (3手当を除く)	業種別					地域別					年齢別				
	1~9人	10~29人	30人以上	道央	道南	道北	道東	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上		
計	4,526	166	178	4,182	648	591	519	2,768	71	3,625	460	327	43		
950 - 959	114 (2.5)	4 (2.2)	6 (3.1)	105 (2.5)	4 (0.6)	77 (13.1)	20 (3.9)	12 (0.4)	89 (2.5)	11 (2.5)	13 (4.1)				
960 - 969	162 (3.6)	6 (3.4)	10 (5.4)	146 (3.5)	9 (1.4)	97 (16.4)	20 (3.6)	35 (1.3)	131 (3.6)	13 (2.8)	18 (5.4)				
970 - 979	212 (4.7)	7 (4.4)	14 (7.7)	191 (4.6)	20 (3.1)	110 (18.6)	33 (6.3)	49 (1.8)	158 (4.3)	15 (3.2)	26 (7.8)		1		
980 - 989	251 (5.5)	10 (5.9)	25 (13.9)	217 (5.2)	37 (3.7)	120 (20.3)	48 (9.2)	59 (2.1)	189 (5.2)	20 (4.3)	28 (8.5)		1		
990 - 999	267 (5.9)	10 (5.9)	26 (14.7)	231 (5.5)	29 (4.5)	120 (20.3)	50 (9.6)	68 (2.5)	199 (5.5)	22 (4.8)	31 (9.6)		1		
1000 - 1009	371 (8.2)	20 (12.1)	36 (20.1)	315 (7.5)	34 (5.3)	187 (31.7)	59 (11.4)	90 (3.2)	259 (7.1)	56 (12.1)	38 (11.6)		5		
1010 - 1019	447 (9.9)	20 (12.1)	36 (20.1)	391 (9.3)	61 (9.4)	187 (31.7)	75 (14.4)	124 (4.5)	315 (8.7)	65 (14.2)	45 (13.7)		5		
1020 - 1029	489 (10.8)	20 (12.1)	39 (21.8)	430 (10.3)	71 (11.9)	200 (33.8)	75 (14.4)	137 (4.9)	332 (9.2)	67 (14.5)	62 (18.8)		5		
1030 - 1039	535 (11.8)	25 (15.0)	42 (23.6)	469 (11.2)	95 (14.7)	206 (34.9)	77 (14.8)	157 (5.7)	376 (10.4)	67 (14.5)	62 (18.8)		5		
1040 - 1049	603 (13.3)	28 (16.8)	45 (25.3)	530 (12.7)	113 (17.4)	219 (37.0)	81 (15.7)	206 (6.9)	423 (11.7)	77 (16.7)	66 (20.1)		11		
1050 - 1059	647 (14.3)	42 (25.2)	46 (26.1)	559 (13.4)	115 (17.7)	232 (39.2)	88 (17.0)	213 (7.7)	447 (12.3)	84 (18.2)	72 (21.9)		18		
1060 - 1069	678 (15.0)	46 (28.0)	50 (27.9)	582 (13.9)	122 (18.8)	232 (39.2)	105 (20.3)	219 (7.9)	463 (12.8)	89 (19.4)	81 (24.6)		19		
1070 - 1079	702 (15.5)	46 (28.0)	50 (27.9)	606 (14.5)	127 (19.6)	232 (39.2)	108 (20.7)	236 (8.5)	484 (13.3)	89 (19.4)	84 (25.7)		19		
1080 - 1089	751 (16.6)	46 (28.0)	50 (27.9)	655 (15.7)	134 (20.7)	232 (39.2)	110 (21.2)	275 (9.9)	507 (14.0)	96 (20.8)	102 (31.3)		19		
1090 - 1099	782 (17.3)	46 (28.0)	50 (27.9)	686 (16.4)	136 (21.0)	241 (40.7)	116 (22.4)	289 (10.4)	525 (14.5)	98 (21.3)	114 (34.8)		19		
1100 - 1109	1,239 (27.4)	83 (50.4)	69 (38.7)	1,087 (26.0)	189 (29.1)	304 (51.4)	141 (27.2)	606 (21.9)	862 (23.7)	155 (33.7)	144 (44.0)		27		
1200 - 1299	1,656 (36.6)	92 (55.4)	83 (46.4)	1,482 (35.4)	287 (44.3)	334 (56.6)	183 (35.2)	852 (30.8)	1,179 (32.5)	192 (41.7)	184 (56.3)		30		
1300 - 1399	1,962 (43.4)	108 (65.5)	117 (66.0)	1,736 (41.5)	373 (57.5)	379 (64.2)	192 (37.0)	1,019 (36.8)	1,439 (39.7)	206 (44.7)	204 (62.2)		43		
1400 - 1499	2,218 (49.0)	122 (73.7)	118 (66.5)	1,978 (47.3)	440 (67.9)	411 (69.5)	211 (40.7)	1,156 (41.8)	1,646 (45.4)	242 (52.7)	217 (66.1)				
1500 -	4,526 (100.0)	166 (100.0)	178 (100.0)	4,182 (100.0)	648 (100.0)	591 (100.0)	519 (100.0)	2,768 (100.0)	71 (100.0)	3,625 (100.0)	460 (100.0)	327 (100.0)	43 (100.0)		
月平均資金額	265,331	206,562	232,781	269,041	243,900	236,667	268,143	275,938	177,355	269,001	289,285	224,518	153,662		
月一人当たり労働時間数	1,663	1,373	1,448	1,684	1,495	1,405	1,709	1,749	1,102	1,685	1,908	1,403	1,141		
第1・2・0分位	160	147	160	168	162	156	156	158	161	160	160	136	136		
第1・1・0分位	980	981	968	981	1,000	984	976	1,030	978	985	1,000	965	1,000		
第1・4分位	1,022	1,005	980	1,028	1,025	1,094	1,000	1,090	978	1,035	1,004	1,000	1,000		
第1・4分位	1,172	1,050	1,048	1,187	1,163	1,004	1,135	1,224	1,028	1,215	1,107	1,078	1,040		
四分位差	1,515	1,193	1,309	1,549	1,335	1,176	1,637	1,614	1,109	1,572	1,473	1,227	1,100		
四分位差係数	0.2672	0.1935	0.2517	0.2621	0.1844	0.2467	0.2863	0.2578	0.0809	0.2474	0.4025	0.2198	0.1183		

累積係数

[下段]

累積労働者数

[上段]

表1 (2) (産業・就業形態別の賃金階級別、性別年齢別)

954円

産業：乳業牛乳・乳飲料、乳製品、肉類、調味料

就業形態：全(一級+パート)

農林水産部外務局

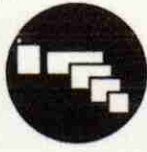
年齢階級	性別	賃金階級 (円)										平均賃金	標準偏差		
		17歳以下	18~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳			60~64歳	65歳以上
計	合計	3,367	46	2,820	265	212	23	1,159	25	864	195	115	19		
930	男性計														
940	女性計														
950	計	45	114	37	1	6	69	52	10	7					
960	計	55	162	47	1	6	107	84	11	11					
970	計	75	212	63	1	10	137	95	13	16					
980	計	89	251	75	1	10	162	113	18	18					
990	計	97	267	81	1	13	170	119	21	18					
1,000	計	115	371	99	1	13	255	160	54	25					
1,010	計	139	447	115	1	20	308	200	64	25					
1,020	計	164	489	127	1	27	325	205	66	35					
1,030	計	178	535	141	1	27	357	235	66	35					
1,040	計	199	603	156	1	27	404	267	76	39					
1,050	計	221	647	173	1	29	426	275	82	43					
1,060	計	229	678	178	1	31	449	285	88	50					
1,070	計	243	702	192	1	31	459	291	88	53					
1,080	計	247	751	197	1	31	503	311	94	71					
1,090	計	271	782	212	4	37	511	313	94	77					
1,100	計	277	821	217	4	37	511	313	94	77					
1,200	計	46	1,034	440	23	55	840	422	132	89					
1,300	計	816	1,236	640	39	77	840	539	153	107					
1,400	計	1,815	1,499	1,034	48	96	928	618	158	107					
1,500	計	2,236	2,218	999	59	109	982	647	183	107					
平均賃金	平均賃金	291,476	180,357	290,129	368,192	253,971	140,775	170,571	194,891	170,399					
標準偏差	標準偏差	1,815	1,145	1,808	2,274	1,557	1,145	1,022	1,174	1,120					
1.20分位	1.20分位	160	158	162	163	164	126	154	154	155					
1.40分位	1.40分位	980	1,028	1,037	1,114	954	978	978	955	955					
1.60分位	1.60分位	1,022	1,028	1,127	1,244	1,022	1,040	970	965	970					
1.80分位	1.80分位	1,172	1,100	1,335	1,698	1,142	1,040	978	1,004	1,025					
2.00分位	2.00分位	1,515	1,124	1,666	2,237	1,490	1,100	978	1,193	1,100					
2.20分位	2.20分位	0.2672	0.0579	0.2358	0.2627	0.1902	0.1183	0.0670	0.1427	0.1185					

処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金  
影響率一覽（現行954円）

	全労働者		全労働者
1円 (955円)	1.94%	28円 (982円)	5.24%
2円 (956円)	2.39%	29円 (983円)	5.35%
3円 (957円)	2.39%	30円 (984円)	5.35%
4円 (958円)	2.52%	31円 (985円)	5.35%
5円 (959円)	2.52%	32円 (986円)	5.52%
6円 (960円)	2.52%	33円 (987円)	5.55%
7円 (961円)	2.96%	34円 (988円)	5.55%
8円 (962円)	2.98%	35円 (989円)	5.55%
9円 (963円)	2.98%	36円 (990円)	5.55%
10円 (964円)	2.98%	37円 (991円)	5.59%
11円 (965円)	2.98%	38円 (992円)	5.59%
12円 (966円)	3.51%	39円 (993円)	5.59%
13円 (967円)	3.51%	40円 (994円)	5.63%
14円 (968円)	3.58%	45円 (999円)	5.70%
15円 (969円)	3.58%	50円 (1,004円)	6.65%
16円 (970円)	3.58%	55円 (1,009円)	8.20%
17円 (971円)	3.95%	60円 (1,014円)	9.63%
18円 (972円)	4.02%	65円 (1,019円)	9.88%
19円 (973円)	4.07%	70円 (1,024円)	10.19%
20円 (974円)	4.07%	75円 (1,029円)	10.72%
21円 (975円)	4.09%	80円 (1,034円)	11.16%
22円 (976円)	4.09%	85円 (1,039円)	11.75%
23円 (977円)	4.13%	90円 (1,044円)	12.64%
24円 (978円)	4.31%	95円 (1,049円)	13.23%
25円 (979円)	4.68%	100円 (1,054円)	14.14%
26円 (980円)	4.68%	105円 (1,059円)	14.25%
27円 (981円)	5.13%	110円 (1,064円)	14.74%

最賃未満率：全労働者 0.088 % (0.894 %)

※( )は前年度



最低賃金に関する実態調査

最低賃金に関する基礎調査票

(令和5年6月)

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

(記入上の注意)

- 1. ※欄は記入しないでください。
2. 令和5年6月1日現在(ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、令和5年6月分の見込み)の状況を記入してください。
3. 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使って、(本欄)の中について記入してください。

イ. 数字はすべて1, 2, 3, ...の算用数字を使ってください。
ロ. ○で囲む場合は、いずれか1つの数字を①のように○で囲んでください。
(注I) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含めます。
イ. 事業主、社長、ロ. 理事、取締役などの役員 ハ. 家族従業員
(注II) 2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と教えてください。

Header information fields: 調査区分, 調査所番号, 市区町村番号, 郵便番号, 連絡先 TEL, 事業所番号, 産業分類番号, 調査対象区分

Main form area with sections for '事業所に関する事項' and '労働者に関する事項'.

1. 事業所に関する事項 (注)

Table with columns for gender (男, 女) and total count (計) for employees.

2. 労働者に関する事項

上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、(特定の職種等の労働者)をかたよらぬように、1人おきに選んで、記入してください。

Main data table with columns for employee ID, sex, age, work status, tenure, job type, and wages. Includes sub-tables for wages and working hours.

(注) 2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。

## 令和4年度北海道特定最低賃金の改正決定に係る審議結果(概要)

令和5年3月末日現在

最低賃金の件名		処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	鉄 鋼 業	電気機械器具製造業、情報 通信機械器具製造業、電子 部品・デバイス製造業	船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業
審議経過					
1	改正決定に係る関係労働団体からの申出	R4.7.12	R4.7.1	R4.6.22	R4.7.8
2	審議会に対する改正決定の必要性の有無の諮問	R4.7.28	R4.7.28	R4.7.28	R4.7.28
3	審議会における改正決定の必要性の有無の審議	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8
4	審議会より改正決定の必要性「有」の答申	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8
5	審議会に対する金額の改正決定についての諮問	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8
6	改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する一般公示	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8
7	意見提出締切期日	R4.8.23	R4.8.23	R4.8.23	R4.8.23
8	意見提出の有無	無	無	無	無
9	専門部会の開催				
	第1回専門部会 (委員構成・審議)	R4.9.8	R4.9.12	R4.9.15	R4.9.22
	第2回専門部会 (審議)	R4.9.27	R4.9.20	R4.9.28	R4.9.30
	第3回専門部会 (審議・結審)	R4.10.3	R4.9.27	R4.9.30	R4.10.4
	第4回専門部会				
10	審議会より金額の改正決定についての答申	R4.10.3	R4.9.27	R4.9.30	R4.10.4
11	審議会の意見要旨に関する一般公示	R4.10.3	R4.9.27	R4.9.30	R4.10.4
12	異議申出及び意見・情報の締切期日	R4.10.18	R4.10.12	R4.10.17	R4.10.19
13	異議申出及び意見・情報の有無	無	無	無	無
14	改正決定の官報公示	R4.11.1	R4.10.26	R4.10.31	R4.11.2
15	効力発生の日	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.2
16	最低賃金額(時間額)	954円	1000円	955円	948円





## 令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最低賃金	業 種	時間額	効力 発生日
北海道	920	処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	954	R4.12.1
		鉄鋼業	1,000	R4.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	955	R4.12.1
		船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	948	R4.12.2
青 森	853	鉄鋼業	958	R4.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	888	R4.12.21
		各種商品小売業	882	R5.2.19
		自動車小売業	919	R4.12.21
岩 手	854	鉄鋼業、金属練製品、その他の金属製品製造業	908	R4.12.31
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	886	R4.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	877	R4.12.31
		百貨店、総合スーパー	800 (※)	H30.12.28
		各種商品小売業	767 (※)	H28.12.11
		自動車小売業	903	R5.1.1
宮 城	883	鉄鋼業	983	R4.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	919	R4.12.15
		自動車小売業	946	R4.12.15
秋 田	853	非鉄金属製錬・精製業	933	R4.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	891	R4.12.25
		自動車・同附属品製造業	938	R4.12.25
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	897	R4.12.25
山 形	854	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	919	R4.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	903	R4.12.25
		自動車・同附属品製造業	919	R4.12.25
		自動車整備業	923	R4.12.25
福 島	858	非鉄金属製造業	912	R5.1.1
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	889	R4.1.13
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	880	R4.12.30
		輸送用機械器具製造業	916	R4.12.24
		自動車小売業	922	R4.12.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別番号	業種	時間額	効力発生日
茨城	911	鉄鋼業	1,004	R4.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	964	R4.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	961	R4.12.31
		各種商品小売業	881 (※)	R3.12.31
栃木	913	塗料製造業	1,023	R4.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	970	R4.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	971	R4.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	971	R4.12.31
		自動車・同附属品製造業	978	R4.12.31
		各種商品小売業	874 (※)	R2.12.31
群馬	895	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	976	R4.12.29
		ポンプ・圧縮機、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	965	R4.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965	R4.12.29
		輸送用機械器具製造業	965	R4.12.29
埼玉	987	非鉄金属製造業	1,006	R4.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,013	R4.12.1
		輸送用機械器具製造業	1,013	R4.12.1
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	1,022	R4.12.1
		各種商品小売業	849 (※)	H28.12.1
		自動車小売業	1,018	R4.12.1
千葉	984	調味料製造業	889 (※)	H29.12.25
		鉄鋼業	1,054	R4.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922 (※)	H30.12.25
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887 (※)	H29.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,013	R4.12.25
		各種商品小売業	848 (※)	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	922 (※)	H30.12.25
東京	1072	鉄鋼業	871 (※)	H26.3.23
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832 (※)	H22.12.31
		業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829 (※)	H22.12.31
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838 (※)	H24.2.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のもが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最低賃金	業種	時間額	効力発生日
神奈川県	1,071	塗料製造業	894 (※)	H27.3.1
		鉄鋼業	874 (※)	H26.3.15
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	821 (※)	H22.12.20
		ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857 (※)	H25.3.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890 (※)	H27.3.1
		輸送用機械器具製造業	855 (※)	H25.3.1
		自動車小売業	842 (※)	H23.12.21
新潟県	890	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965	R4.12.28
		各種商品小売業	842 (※)	R1.12.31
		自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	961	R4.12.29
富山県	908	アルミニウム第2次鍛錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業	781 (※)	H27.12.26
		玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業	960	R4.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	910	R4.12.22
		百貨店、総合スーパー	915	R4.12.28
		自動車(新車)小売業	769 (※)	H23.1.20
石川県	891	綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業	782 (※)	H29.12.31
		洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業	763 (※) 6,102 (日額)	H11.12.26
		金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	971	R4.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	923	R4.12.31
		自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業	971	R4.12.31
		百貨店、総合スーパー	915	R4.12.31
福井県	888	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	830 (※)	R1.12.24
		繊維機械、金属加工機械製造業	915	R4.12.24
		電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857 (※)	R1.12.24
		百貨店、総合スーパー	840 (※)	R2.12.24
山梨県	898	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	959	R4.12.30
		自動車・同附属品製造業	961	R4.12.25
長野県	908	印刷、製版業	850 (※)	R1.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	956	R4.12.16
		計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	945	R4.12.14
		各種商品小売業	910	R4.12.31

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別番号	業種	時間額	効力発生日
岐阜	910	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	929	R4.12.21
		自動車・同附属品製造業	972	R4.12.21
		航空機・同附属品製造業	991	R4.12.21
静岡	944	パルプ・紙・加工紙製造業	786 (※)	H27.12.31
		タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915 (※)	R3.12.20
		鉄鋼、非鉄金属製造業	979	R4.12.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	995	R4.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	964	R4.12.21
		各種商品小売業	886 (※)	R1.12.21
愛知	986	染色整理業	732 (※)	H20.12.16
		製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,018	R4.12.16
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	968 (※)	R3.12.16
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	875 (※)	H29.12.16
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901 (※)	H30.12.16
		輸送用機械器具製造業	997	R4.12.16
		各種商品小売業	847 (※)	H28.12.16
		自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	800 (※)	H19.12.16
三重	933	自動車(新車)小売業	943 (※)	R2.12.16
		ガラス・同製品製造業	923 (※)	R3.12.21
		鉄鋼鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業	739 (※) 5,907 (日額)	H10.12.15
		電線・ケーブル製造業	970	R4.12.21
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	843 (※)	H27.12.20
		一般機械器具製造業	762 (※)	H15.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	952	R4.12.21
		建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	987	R4.12.21
滋賀	927	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	789 (※)	H28.12.30
		ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	967	R4.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	978	R4.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965	R4.12.31
		自動車・同附属品製造業	981	R4.12.31
		各種商品小売業	840 (※)	H30.12.29

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 番 号	業 種	時間額	別々 誕生日
京 都	968	金属成形製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	933 (※)	R1.12.22
		ポンプ・圧縮機製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、機械修理製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822 (※)	H20.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	986	R5.1.27
		輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業	993	R5.1.27
		各種商品小売業	938 (※)	R4.1.26
		自動車(新車)小売業	939 (※)	R4.1.26
大 阪	1023	塗料製造業	1,031	R4.12.1
		鉄鋼業	996 (※)	R4.1.22
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	993 (※)	R3.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,028	R4.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	994 (※)	R3.12.1
		自動車・同附属品製造業	998 (※)	R3.12.1
		自動車小売業	993 (※)	R3.12.1
兵 庫	960	繊維工業	800 (※)	H28.3.1
		塗料製造業	1,000	R4.12.1
		鉄鋼業	1,024	R4.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	993	R4.12.1
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	963	R4.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	961	R4.12.1
		輸送用機械器具製造業	1,034	R4.12.1
		各種商品小売業	797 (※)	H28.2.1
		自動車小売業	963	R4.12.1
奈 良	896	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905	R3.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891 (※)	R3.12.29
		自動車小売業	892 (※)	R3.12.29
		木材・木製品・家具・装飾品製造業	816 (※) 6,527 (目標)	H1.1.25
和歌山	889	鉄鋼業	1,008	R4.12.30
		百貨店、総合スーパー	869 (※)	R3.12.30
鳥 取	854	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	859	R4.12.17
		各種商品小売業	718 (※)	H28.12.17

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別番号	業種	時間額	効力発生日
島根	857	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	987	R4.11.30
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	963	R4.12.22
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	882	R4.12.18
		自動車・同附属品製造業	951	R4.12.28
		百貨店、総合スーパー	750 (※)	H29.11.22
		自動車(新車)小売業	932	R4.12.11
岡山	892	耐火物製造業	954	R4.12.30
		鉄鋼業	1,010	R4.12.4
		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、鋸製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	972	R4.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	932	R4.12.30
		自動車・同附属品製造業	956	R4.12.10
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,003	R4.12.28
各種商品小売業	910	R4.12.11		
広島	930	製鉄業、鋼材、鉄鉄鋳物、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業	1,024	R4.12.31
		建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	969	R4.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	984	R4.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	953	R4.12.31
		自動車・同附属品製造業	964	R4.12.31
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	999	R4.12.31
		各種商品小売業	903 (※)	R3.12.31
		自動車小売業	958	R4.12.31
山口	888	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	1,024	R4.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	948	R4.12.15
		輸送用機械器具製造業	985	R4.12.15
		百貨店、総合スーパー	907	R4.12.15
徳島	855	造作材・合板・建築用組立材料製造業	876	R3.12.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	977	R4.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	942	R4.12.21
香川	878	冷凍調理食品製造業	849 (※)	R3.12.15
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,000	R4.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	942	R4.12.15
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,003	R4.12.30

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 番号	業 種	時間額	初日 発生日
愛 媛	853	パルプ、紙製造業	977	R4.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	963	R4.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	947	R4.12.25
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	985	R4.12.25
		各種商品小売業	854	R4.12.25
高 知	853	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793 (※)	R1.12.29
		一般貨物自動車運送業	910	H19.6.2
福 岡	900	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,010	R4.12.10
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	977	R4.12.10
		輸送用機械器具製造業	987	R4.12.10
		百貨店、総合スーパー	897 (※)	R4.1.7
		自動車(新車)小売業	987	R4.12.10
佐 賀	853	陶磁器・同関連製品製造業	854	R4.12.16
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	929	R4.12.30
		発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	900	R4.12.24
長 崎	853	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875	R1.12.7
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864	R3.12.29
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	875	R1.11.29
熊 本	853	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	896	R4.12.15
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	931	R4.12.15
		百貨店、総合スーパー	855	R4.12.15
大 分	854	鉄鋼業	1,010	R4.12.25
		非鉄金属製造業	965	R4.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	896	R4.12.25
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	916	R4.12.25
		各種商品小売業	716 (※)	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	902	R4.12.25
宮 崎	853	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	678 (※)	H26.12.26
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831 (※)	R3.12.24
		各種商品小売業	705 (※)	H27.12.24
		自動車(新車)小売業	890	R4.12.14

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。



令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 番号	業 種	時間額	効力 発生日
鹿 児 島	853	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842 (※)	R3.12.17
		百貨店、総合スーパー	693 (※)	H26.12.26
		自動車(新車)小売業	902	R4.12.22
沖 縄	853	畜産食料品製造業	683 (※)	H25.12.11
		糖類製造業	769 (※)	H30.11.25
		清涼飲料、酒類製造業	686 (※)	H25.11.23
		新聞業	879	R4.11.17
		各種商品小売業	770 (※)	H30.11.23
		自動車(新車)小売業	770 (※)	H30.11.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のもので適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。